７福祉高介第６８号
令和７年４月１５日

都内介護サービス事業所等　管理者様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
（　公　印　省　略　）

令和７年度第Ⅰ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について

平素より東京都における介護支援業務の円滑な運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

主任介護支援専門員については、地域包括ケアの推進など、求められる役割がこれまで以上に大きくなることが見込まれ、実践を通じた能力向上を担保する必要があります。そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図ることが重要であることから、平成２８年度より主任介護支援専門員に更新制度が導入され、新たに主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）が創設されました。

このたび、令和７年度第Ⅰ期研修を開催することとし、受講生を募集することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本研修は、令和６年度までは各区市町村が受講推薦者として推薦した方の中から東京都が決定しておりましたが、令和７年度から区市町村推薦を廃止したことに伴い、受講申込の手続きの流れに変更が生じています。受講希望者は勤務先事業者や管理者とご相談の上、下記のとおり**管理者を通じてお申込みいただきますようお願いいたします**。

記

１　主任更新研修の目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証書又は主任更新研修修了証書の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的としています。

２　実施主体（事務局）

特定非営利活動法人　東京都介護支援専門員研究協議会（東京都から受託）

３　受講対象者

令和７年度の研修については、**以下の（１）及び（２）に該当する方が対象になります。**

（１）　主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）**修了証書**（別紙９－１参照）**又は現に有効な主任介護支援専門員更新研修**（以下「主任更新研修」という。「主任研修」と「主任更新研修」とあわせて「主任研修等」という。）**修了証書**（別紙９－２参照）**の有効期間がおおむね２年以内に満了する者**

受講時期は下表を参考にしてください。

「主任研修等修了証書の有効期間満了日」と「介護支援専門員証の有効期間満了日」の**早い方** ※令和４年度から令和６年度に主任研修を修了した方は除く。（FAQ の 1-1 参照）	受講年度
令和４年４月１日～令和５年３月 31 日	２年度～６年度、**７年度**（(2)イただし書き）
令和７年４月１日～令和８年３月 31 日	５年度、６年度、**７年度**
令和８年４月１日～令和９年３月 31 日	６年度、**７年度**、８年度（(2)オ）
令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日	**７年度**、８年度、９年度
令和 10 年４月１日～令和 11 年３月 31 日	８年度、９年度、10 年度
令和 11 年４月１日～令和 12 年３月 31 日	９年度、10 年度、11 年度

（２） 受講要件に関する留意事項

ア　主任更新研修を受講し、修了した場合は、介護支援専門員更新研修（現任者は介護支援専門員専門研修）の受講は免除されます。

イ　主任更新研修は「主任介護支援専門員及び介護支援専門員証の有効期間内」に修了する必要があります。すなわち、主任更新研修の研修期間中に主任介護支援専門員の有効期間又は介護支援専門員証の有効期間が満了を迎える場合は、主任更新研修は受講することはできません。（別紙３を御参照ください。）

ただし、令和３年１月２６日付２福保高介第１６７２号「介護支援専門員資格及び主任介護支援専門員資格の特例措置対象者の拡充及び期間の延長について」による、資格を喪失しない取扱いの対象者（令和２年２月２５日から令和５年３月３１日までに主任介護支援専門員及び介護支援専門員の有効期間が満了する者。以下「資格特例措置対象者」という。）については、資格を喪失しない取扱いの期間内（当初の有効期限満了日の翌日から３年間）は、有効期間内として取り扱うため、主任更新研修の受講が可能です。

ウ　主任更新研修を受講しない方（受講要件を満たさない場合や受講決定がなされない場合を含む。）が、介護支援専門員として介護支援専門員証の有効期間の更新をする場合は、介護支援専門員更新研修（現任者は介護支援専門員専門研修）を受講していただくこととなります。

エ　介護支援専門員証が失効した場合は、介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、介護支援専門員証の有効期間が１年未満の方は専門研修（又は更新研修）の受講についても御検討ください。

オ　研修日程の関係で、研修修了日は各年度の後半になります。有効期間満了日が各年度４月から 12 月の方は、次年度以降の研修日程が未定のため有効期間満了日の前年度の研修を受講してください。（例：令和８年 10 月１日が主任介護支援専門員の満了日の場合、令和８年 10 月１日までに主任更新研修を修了する必要がありますが、令和８年度研修の日程が未定のため、令和７年度研修を受講してください。）

４　受講要件

原則、東京都登録の介護支援専門員（※１）であって、**基準日（令和７年４月１日）現在、以下の（１）及び（２）の要件を全て満たす者**

（※１）他道府県の介護支援専門員資格登録簿に登録をしている方が東京都で主任更新研修を受講する場合は、登録移転又は受講地変更の手続きが必要です。詳細は「７（５）登録移転及び研修受

講地の変更」を御確認ください。

（１）必須要件

都内に勤務（※２）しており、当該研修終了後、最低１年間は、引き続き都内で働く予定（※３）があること。

（※２）勤務状況については、介護支援専門員としての勤務の有無（現にケアプラン(予防を含む)を作成しているかどうか）は問いません。

（※３）予定で差し支えありません。１年後の勤務状況の報告等は不要です。

（２）選択要件

直近の主任研修等を修了した日から基準日までの間に以下のアからオまでのいずれかに該当する者

●道府県から登録移転（転入）をした場合は、規定中の「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとします。

●また、他道府県から登録移転する前の期間に、登録移転前道府県における主任更新研修の受講要件を満たす場合、当該道府県で登録していた期間に以下の要件を満たさない場合であっても、要件を満たすものとみなすことができるものとします。

★ご確認ください★

現に都内の事業所において常勤専従の介護支援専門員として配置され、勤務している方は、以下オ（ア）『都内で現任の介護支援専門員として勤務している者』に該当します。

ア　都道府県、都内の区市町村及び都内の地域包括支援センターが主催する介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーターのいずれかの経験がある者

（ア）　都道府県が主催する研修とは、以下ｉ及びiiをいいます。

ｉ　都道府県または都道府県の指定する団体が実施する**介護支援専門員法定研修**（「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員更新研修」、「介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）」、「介護支援専門員再研修」、「主任介護支援専門員研修」及び「主任介護支援専門員更新研修」）

ii　「介護支援専門員資質向上事業の実施について（令和６年３月 28 日付老発 0328 第４号（最終改正））」の（別紙）介護支援専門員資質向上事業実施要綱の（別添６）主任介護支援専門員更新研修実施要綱の２②**法定外研修**に該当する研修

（イ）「企画」とは、カリキュラム検討委員会等において委員としてカリキュラムの制定に参画していることとします。

（ウ）「講師」とは、研修の実施機関から講師を依頼され、講義講師又は演習の際に全体的な解説やまとめなどの役割を担う者で、当該研修全体を運営・管理する者をいいます。

なお、動画配信による講義の講師については、動画撮影時期にかかわらず、動画配信を行った場合は本要件を満たすものとします。

（エ）「ファシリテーター」とは、研修の実施機関からファリシテーターを依頼され、演習の際に各グループに配置され、グループ演習での議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を担う者をいいます。

なお、事前に研修の実施機関からファシリテーターとしての依頼がなく、当該グループ内で役割分担をする場合にファシリテーターとなった場合は除きます。

イ　国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会、都内の区市町村社会福祉協議会及び都内の介護支援専門員等の職能団体（※４）が開催する(※５)ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等（上記ア（ア）ｉに記載の研修は除く。）（※６及び７）に、直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から令和６年度までの期間に毎年度４回以上（※８)参加した者

【本要件に該当する研修かどうかを必ず御確認ください。】

（※４）職能団体とは、原則、東京都介護支援専門員研究協議会、都内の区市町村内にある介護支援専門員連絡会等当該区市町村内の介護支援専門員の団体、日本ケアマネジメント学会及び日本介護支援専門員協会とします。ただし、その他の職能団体（介護支援専門員以外の職種（医師、看護師、理学療法士等）の職能団体が主催の研修等についても、介護支援専門員を対象とした研修等であれば対象とします。その場合は、対象者を確認できる研修主催者が発行した開催通知等を提出してください。

（※５）開催とは、国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会及び介護支援専門員等の職能団体が主催（委託事業や共催も含む）であることをいいます。

（※６）ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等とは、講師による講義、演習形式の研修会又は講演会や、事例検討会とします。

オンライン形式による研修等については、**研修等の主催者が受講確認を行っている場合**は該当するものとします。

なお、研修対象者が「介護支援専門員」又は「主任介護支援専門員」である研修等であっても、以下の研修は該当しないものとします。

【該当とならない研修】

- ●他の職種を養成することを目的とした研修（例：認知症地域支援推進員養成研修、認定調査員研修 等）
- ●区市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象とした職員研修のうち、業務内容の説明、業務の流れや段取りに関すること、体制整備に関すること等、職員として業務を行う上で必要な、基本的な知識・技術を習得するための研修は、資質向上の研修とはみなされないため該当しないものとします。（例：東京都地域包括支援センター職員研修事業）
- ●自身のメンタルヘルスやストレス改善に関する研修、マナー・接遇研修
- ●研修のファシリテーターを養成するための研修（特定の研修のファシリテーターを養成する研修であって、ファシリテーターに当該研修の内容や流れ等の説明に留まるものに限る。）
- ●情報交換会、交流会、意見交換会、集団指導・実地指導
- ●（※７）研修等に講師又はファシリテーターとして参加した場合は、カウントできません。
- ●（※８）研修のカウント方法は下表のとおりです。

要件確認の証明書等は、原則、申込年度の前年度の１か年分（４回分）の提出とし、それ以外の年度は研修受講履歴一覧（申込様式主更－１）への記載により確認します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和元年度及び令和２年度において回数を満たさない場合の取扱いは以下オ（イ）のとおりです。

回数のカウント方法

直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から研修申込日の属する年度の**前年度**までの期間に**毎年度**４回以上

（例）令和３年度に主任更新研修を修了し、令和７年度に２回目の主任更新研修を受講する場合

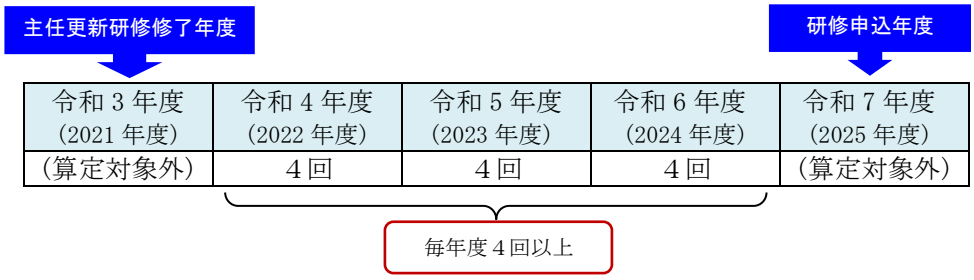

ウ　日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会、日本介護支援専門員協会が開催する全国大会、東京都介護支援専門員研究協議会が開催する研究大会又は東京都社会福祉協議会が開催するアクティブ福祉において、ケアマネジメントに関する研究の演習発表等の経験がある者（※９）

（※９）団体発表の場合は当該発表の「代表者」の場合のみ対象とします。

エ　日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

オ　主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者

東京都が適当と認める者とは、次の（ア）又は（イ）の**いずれか**に該当する者をいいます。

（ア）都内で現任の介護支援専門員として勤務している者

「都内で現任の介護支援専門員として勤務」とは、基準日（４（２）のとおり）現在、都内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）の事業所、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）の事業所、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所）において、常勤専従の介護支援専門員として配置され、勤務していることをいいます。

（イ）新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和元年度及び令和２年度において４（２）イの研修等参加回数を満たさない者で、以下の要件を満たす者

【令和７年度の取扱い】

新型コロナ特例措置により、研修受講回数のカウント方法については以下の取扱いとします。

ⅰ　**直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から平成 30 年度まで**の期間並びに**令和３年度から令和５年度**までの期間について、イに定める研修等に**毎年度４回以上**参加している。

ⅱ　**令和元年度**において、イに定める研修等に**２回以上**参加している。

ⅲ　**令和２年度**において、イに定める研修等に**１回以上**参加している。

（ただし、令和元年度及び令和２年度において回数を満たさない場合は、令和３年度から令和５年度までの期間において、イに定める研修等の年度別参加回数から４回を引いた回数を令和元年度及び令和２年度の不足回数に充当することを可能とする。）

回数のカウント方法（**新型コロナ特例措置**）

（例１）平成 29 年度に直近の主任更新研修を修了し、令和７年度に２回目の主任更新研修を受講する場合
（本来の有効期限は令和４年度だが、資格特例措置により令和７年度まで資格を喪失しない取扱いの場合）

研修申込年度

平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和２ (2020) 年度	令和３ (2021) 年度	令和４ (2022) 年度	令和５ (2023) 年度	令和６ (2024) 年度	令和７ (2025) 年度
４回	３回	１回	４回	４回	４回	４回	（算定対象外）

令和元年度は2回以上参加で該当

令和2年度は1回以上参加で該当

毎年度４回以上

（例２）令和元年度、２年度で研修受講回数が不足する場合
※上段：実際の受講回数、下段：年度間振替後の受講回数

平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和２ (2020) 年度	令和３ (2021) 年度	令和４ (2022) 年度	令和５ (2023) 年度	令和６ (2024) 年度	令和７ (2025) 年度
４回	１回	０回	５回	５回	４回	４回	（算定対象外）
	２回 (+1)	１回 (+1)	４回 (−1)	４回 (−1)			

令和元年度・2年度で回数が足りない場合、令和3年度以降の5回目以上の回数を充当可能（下段）

５　主任介護支援専門員としての実践事例を用いた演習および課題の提出

主任更新研修では、「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」の科目において、主任介護支援専門員としての実践の振り返り等の演習を行います。演習は事前に配布する「共通事例」を用いて行います。演習終了後に、成果物を所定の期限までに提出していただきます。
課題の提出ができない場合は、研修は未修了扱いとなります。

<u>研修開始前の課題提出はありません。</u>

【実践事例のテーマ】

①生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
②脳血管疾患のある方のケアマネジメント
③認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
④大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
⑤心疾患のある方のケアマネジメント
⑥誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
⑦看取り等における看護サービスの活用に関する事例
⑧家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント

６　募集人員、研修日程及び実施方法

（１）　募集人員

１２４７名
（うちオンライン研修コース９３７名・集合研修コース３１０名）

（２）　研修日程

別紙４「主任介護支援専門員更新研修プログラム」を御確認ください。

（３） 研修実施方法

本研修は、原則としてオンラインで実施します（「オンライン研修コース」）。ただし、「オンライン研修コース」の受講に必要な通信環境等の準備が困難である場合を考慮して、演習のみ会場に集合して行う「集合研修コース」を実施します。

いずれのコースでも、オンデマンド形式（決められた期日までに該当科目の講義動画をパソコン上で視聴する）による受講科目があります。講義を受講した上で、それぞれの方法（Zoom または集合）で演習を受講するという流れで進めていきます。

コース	講義	演習
オンライン研修コース	インターネット上で動画を視聴（オンデマンド形式）	Zoom を使用
集合研修コース	インターネット上で動画を視聴（オンデマンド形式）	会場で開催

（４） 研修運営システム manaable の利用について（受講者全員が対象）

本研修の受講にあたっては、研修運営システム manasble（以下「マナブル」という。）の利用が必須となります。講義動画の視聴や、事務局からの連絡事項等は主にマナブルを通じて提供されます。

集合研修を希望する方につきましても、manaable の利用が必須となります。

（５） オンライン受講に関する留意事項

オンライン研修コースを希望する方は、あらかじめ以下ア及びイを御確認ください。

なお、受講者自身の受講環境を起因とする受講上のトラブルがあった場合、欠席（または未修了）の扱いとなることもありますので、受講環境の準備、使用する機器等については東京都および実施団体ホームページをよく御確認ください。

ア　留意点

●オンライン研修コースへの申し込みを希望する方については、円滑な演習運営のため、事前に受講環境を準備し、操作方法についてご理解いただくことが必要です。
以下いずれかのホームページを参考に、ご自身の受講環境等についてご確認ください。

・東京都ホームページ「【研修受講者の方へ】介護支援専門員研修のオンライン実施について」にて、受講環境を御確認ください。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kenshuujyouhou
（上記 URL に繋がらない場合はインターネットで「東京都　介護支援専門員　オンライン研修」で検索をお願いします。

・研修実施団体ホームページ「【主任更新】オンライン研修コースの受講を希望の方へ」にて、当日使用するソフトウェアや、事前の動作確認について御確認ください。
https://cmat.jp/syunin_koshin/online.html

イ　研修当日の接続不良について

●タブレット端末を使用した受講はできません。

●研修当日、通信回線やコンピューター機器の不良（使用するプログラムの更新を怠った場合を含む）により入室が遅れた場合は遅刻の扱いとなります。また、受講中にオフラインとなった

り、カメラやマイクの不良により演習を行うことができない場合は離席扱いとなります。

●研修１日あたりの**通算離席時間が 30 分を超えた場合は、その日の履修は認められず欠席扱い**となります。

●上記により欠席扱いとなった場合、原則日程変更はできません。本研修の修了要件は全科目を修了していることとなっております。本研修が修了できない場合、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間の更新ができません。但し、大規模な停電や通信障害の発生等、受講者の責によらない接続不良が生じた場合に限り、期間中１回のみ日程変更を認めます。（日程変更については別紙７参照）

７　申込方法【重要】

（１）以下**①及び②の両方**での申し込みが必要です。

①　ＬｏＧｏフォームに受講希望者のデータの登録（事業所単位で登録）を行ってください。

●登録は受講者希望者本人が行うのではなく、管理者（又は管理者から入力作業の指示を受けた者）が行ってください。ただし、受講希望者本人が管理者である場合は、ご自身で登録してください。

●同一事業所に複数の受講希望者がいる場合は、優先順位順に登録してください。

●この登録名簿は、受講決定者名簿や修了者名簿、修了証書の発行のために使用するためないよう入力してください。

【受講希望者登録用ＬｏＧｏフォーム】https://logoform.jp/form/tmgform/983787

②　登録後、申込書類をご用意の上、実施団体へ郵送してください。

別紙１の提出書類一覧表兼チェック表を必ずご確認ください。

対象者	提出書類	注意事項
上記４（１）必須要件の確認書類		
全員	令和７年度第１期　東京都主任介護支援専門員更新研修受講申込書兼同意書（申込様式　主更－１）	**管理者**が本通知及び申込書の内容を確認の上、**署名**してください。署名欄の PC 入力は**不可**です。
	介護支援専門員証の写し	紛失防止のため**Ａ４サイズ**の用紙にコピーしてください。拡大コピーの必要はありません。**Ａ４サイズ以外で提出された場合は再提出していただきます。**
	主任研修修了証書の写し または 主任更新研修修了証書の写し	

＋

上記４（２）選択要件の確認書類		
4(2)アからオの選	別紙１の提出書類一覧表兼チェック表	

択により提出書類は異なります。	を確認の上、必要書類をそろえてください。	
前回主任（更新）研修修了後に他道府県から登録移転した者	別紙１の提出書類一覧表兼チェック表を確認の上、必要書類をそろえてください。	

●申込書類は東京都介護支援専門員研究協議会のホームページよりダウンロードすることができます。（ＵＲＬ：https://cmat.jp/syunin_koshin/r7.html）

●主任介護支援専門員又は介護支援専門員証の有効期限（資格特例措置対象者については、資格を喪失しない取扱いの期限）が早い方から優先して受講を決定する予定です。主任介護支援専門員又は介護支援専門員証の有効期間が令和９年４月１日以降の方で、令和８年度以降に研修を受講できない事情があり、本研修を受講しなければ資格を喪失する等、特段の理由がある場合は都へお問合せください。受講決定等を検討いたします。ただし、理由等によっては、御希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（２）申込締切日

令和７年５月１２日（月曜日）【消印有効】

（３）**受講申込書提出先及び提出方法【重要】**

申込書類の提出（事業所単位で簡易書留にて郵送）

●必ず**事業所ごとにまとめて**提出してください。

●申込書の紛失の防止・申込書の到着の記録のために、**必ず郵便局から「簡易書留」**で郵送してください。

●**募集案内に同封している返信用封筒をご使用ください。書類が入りきらない場合は下記「15 問合せ先」の１に記載の東京都介護支援専門員研究協議会（ＣＭＡＴ）までご連絡ください。**

【提出先】

〒102 - 0072
東京都千代田区飯田橋２－９－３　２階Ａ号室
特定非営利活動法人　東京都介護支援専門員研究協議会　宛
【令和７年度主任介護支援専門員**更新**研修申込書在中】

【 簡 易 書 留 】

【申込に関する問合せ先】

下記「15 問合せ先」の１に記載の東京都介護支援専門員研究協議会（ＣＭＡＴ）

（４）申込に関する留意事項

●申込書兼同意書は**管理者**が本通知及び申込書の内容を確認の上、**署名**してください。

●申込において不正があったときは、当該申込は無効になり、受講決定が取り消されます。また、研修受講中又は修了時等の際に不正等が発覚した場合は、研修受講及び修了についても無効となります。修了証書交付後に受講決定が取り消された場合は、修了証書の返還が必要となります。

●提出された申込書及び添付書類は一切返却いたしません。

●各コースの受講希望者数が定員を超えた場合は、受講ができなくなることがありますので、予め御了承の上お申込みください。

受講者の希望コースに申し込みが集中することがあります。その際、他コースに空きがあっても希望コースとして申込していなければ、受講できなくなることがあります。

また、第１希望ではないコースに受講決定となる場合もありますので、受講を希望しないコースには、申込書に記載しない（空欄とする）ようにしてください。

●「オンライン研修コース」については、受講環境の不足や操作面の不安等があった場合でも、受講決定の後、集合方式へのコース調整ができない場合があります。東京都や実施団体のホームページにおいて、オンライン受講における受講環境や操作内容に関する情報を公開しております。オンラインでの受講を検討する方は、事前に当該ホームページおよびオンライン受講に関する留意事項を御確認のうえ受講コースの選択を行っているものとみなします。（６（３）から（５）参照）。

●オンライン受講に係る通信費や、研修会場までの交通費及び宿泊費等は受講者負担です。

●「集合研修コース」については、悪天候等によって延期、中止となる場合もありますので、ご了承ください。

（５）研修受講地の変更

他道府県の介護支援専門員資格登録簿に登録をしている方が東京都で主任更新研修を受講する場合は、**登録移転**又は**受講地変更**の手続きが必要です。

ア　登録移転を行う場合（他道府県から東京都へ「転入」の手続）

下記**「15 問合せ先」**の２に記載の東京都福祉局へ受講者本人から御連絡ください。

なお、登録移転は研修受講を確約するものではありません。登録移転をしても、受講要件を満たさない場合や募集定員を超えた場合など、受講ができない場合もあります。

また、今後、都の法定研修を申し込む予定の方については、登録移転の手続きをすれば、以下７（５）イの手続きは不要になりますので、登録移転について御検討いただきますようお願いいたします。

登録移転の詳細については、以下ホームページを御確認ください。URL にアクセス 合はインターネットで「東京都 介護支援専門員 登録移転」で検索をお願いします。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/tourokuiten

イ　受講地変更を行う場合（他道府県登録の者が東京都で研修を受講する場合）

受講地変更の手続は、**本研修の受講決定後に**受講者本人が登録している道府県に受講地変更申請書を提出することにより行います。手続きの詳細については、受講決定通知時にお知らせします。

本研修の受講決定時に通知する指定の期日までに登録移転又は受講地変更の手続が完了しない場合は受講決定を取り消すことがあります。

８　受講決定

研修実施団体及び都が審査の上、受講者を希望するコースの中から決定します。

原則、受講決定後のコース変更はできません。

※受講決定の可否については本人（自宅住所）宛に**６月２０日（金曜日）（予定）**に発送します。

※**６月３０日（月曜日）**になっても通知が自宅に届かない方は下記**「15 問合せ先」**の１に記載の東

京都介護支援専門員研究協議会（ＣＭＡＴ）までお問合せください。

９　受講料及び納付方法

（１）　受講料

３８，０００円

（２）　納付方法

決定通知書を発送の際に、納入通知書を同封いたしますので、受講料を納付してください。

納付通知書発送日　　：６月２０日（金曜日）

納付期限　　：**７月７日（月曜日）（厳守）**

（３）　納付に関する留意事項

●**納入通知書記載の期限までに納付されない場合は、受講決定を取り消すことがあります**ので、納入期日は厳守してください。

●納付は受講者本人の氏名でしか行えません。**法人名での納付はできません。**

●納付された受講料は、研修を欠席した場合や受講決定が取り消された場合でも**一切返還できません**。

●領収書は発行できません。

10　修了証書の交付（研修修了の要件）

本研修の全科目を修了した受講者に対し、交付します。

【修了認定に関する留意点】

●受講に当たって不正等が発覚したときは、その時点で受講決定を取り消します。また、不正等により主任更新研修を修了し、介護支援専門員証の有効期間を更新した場合は、介護支援専門員証の交付を取り消します。

●上記不正等の発覚等により、修了証書の交付後に受講決定が取り消された場合は、研修修了についても無効となるため、修了証書を返還していただきます。

●上記「５　主任介護支援専門員としての実践事例を用いた演習および課題の提出」に記載の事後提出資料等、主催者が求める資料の提出ができない場合は、研修は未修了となります。その場合、修了証書は交付されません。

11　修了者名簿及び研修のまとめの取扱い

主任介護支援専門員（本研修の修了者）の方には今後も引き続き地域の中核となって活躍いただきたいという本研修の趣旨を踏まえ、本研修修了者の名簿を作成し、事業所が所在する区市町村に提供します。

また、研修修了後に受講者が記載する「研修のまとめ」について、事業所の所在地である区市町村に提供します。

12　個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い東京都介護支援専門員研修の受講要件審査・実施及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。なお本研修

の受講履歴等については、介護支援専門員法定研修を受講する場合の過去研修受講履歴の確認を目的として東京都から別途東京都指定研修実施機関に提供を行います。

13　東京都介護支援専門員法定研修受講料補助について

本研修は、東京都が実施する研修**受講料補助金**の対象となります。補助金の対象経費は、研修受講料のうち、受講者の勤務先等が負担した経費となり、補助金の申請者及び交付先は事業所等となります。詳細については、下記ホームページで御確認ください。

【東京都ホームページ　介護支援専門員法定研修受講料補助事業】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kensyuuzyukouryouhozyo

14　教育訓練給付金制度について

本研修は、国の教育訓練給付金制度の対象研修として指定を受けており、対象となる方については、ハローワークへの申請により受講料の一部の給付を受けることができます。給付に当たっては、必要条件や研修受講前に必要な手続き等がありますので、下記ハローワークホームページで御確認ください。

【ハローワーク　インターネットサービス「教育訓練給付制度」】

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

※本研修は「特定一般教育訓練」の講座指定を受けています。(指定講座番号：1321459-1920023-0)

【全国ハローワークの連絡先等】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

※必要な手続きについては、最寄りのハローワークまでお問合せください。

15　問合せ先

1	受講申込・受講決定 研修内容	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会（ＣＭＡＴ） 電話（直通）：03-6261-7006（平日 9：30～17：00） メール：cms@cmat.jp
2	登録移転・受講地変更 受講料補助事業	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課ケアマネジメント支援担当 （03-5320-4279）
3	教育訓練給付金	最寄りのハローワーク 【全国ハローワークの連絡先等】 https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html